

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	2

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第25号）

平成25年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 本庁の部、局、課及び室の組織改正
 - (1) 企画県民部
 - ア 企画県民部企画財政局情報企画課を企画県民部情報企画課に再編する。
 - イ 企画県民部管理局教育課大学室を企画県民部大学課に再編する。
 - ウ 企画県民部地域振興課エネルギー対策室を企画県民部エネルギー対策課に再編する。
 - エ 企画県民部ビジョン課及び地域再生課の業務の一部を企画県民部地域振興課に移管する。
 - オ 係の再編等規定の整備を行う。
 - (2) 健康福祉部
係の再編等規定の整備を行う。
 - (3) 産業労働部
 - ア 産業労働部産業振興局産業保安課を企画県民部災害対策局へ移管する。
 - イ 係の再編等規定の整備を行う。
 - (4) 農政環境部
係の再編等規定の整備を行う。
 - (5) 県土整備部
係の再編等規定の整備を行う。
- 2 附属機関の改正
 - (1) 兵庫県立大学評価委員会を公立大学法人評価委員会に再編する。
 - (2) 准看護師試験委員を廃止する。
- 3 地方機関の組織改正
 - (1) 県立大学に係る規定を削除する等規定の整備を行う。
 - (2) 県立工業技術センター
 - ア 県立工業技術センターの部を総務部、技術企画部、材料・分析技術部、生産技術部の4部に再編する。
 - イ 機械金属工業技術支援センターを廃止する。
 - (3) 県立ものづくり大学校の企画調整部を企画部に再編する。
 - (4) 姫路家畜保健衛生所神戸出張所を廃止する。
- 4 職制の改正
 - (1) 理事（へき地医療支援担当）の職を廃止する。
 - (2) 本庁の組織に参与（行財政構造改革担当）を置く。
 - (3) 本庁の組織に知事公室長の職を置くとともに、知事室長の職を廃止する。
 - (4) 県立大学に置く職及びその職務に係る規定を削除する。
- 5 臨時に置く組織及び職
 - (1) 参与（行財政構造改革担当）の設置期限を平成26年3月31日とする。
 - (2) (1)のほか、臨時の職として、平成27年3月31日までの間、県土企画局に計画参事を置く。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第25号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第20条の2」に、
「第9節 県立大学（第105条—第115条の3）」

を

「第9節 県立大学附属高等学校（第105条・第106条）
第9節の2 県立大学附属中学校（第107条—第115条）」

に改め、「第4節 県立大学の職制（第392条—第397条）」を削る。

第5条の2第1項中「広報課」の右に「、情報企画課、大学課」を、「広域行政課」の右に「、エネルギー対策課」を加え、同条第3項中「、地域広報係及び広域広報係」を「及び地域広報係」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「広域行政課」の右に「、エネルギー対策課」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 情報企画課に情報管理係、高度情報化係及び情報政策係を配置する。
- 5 大学課に経営支援係及び連携調整係を配置する。

第5条の2の2第1項の表企画財政局の款情報企画課の項を削り、同表管理局の款人事課の項中「公務員制度係 調査係」を「調査係」に改め、同款文書課の項中「訟務係 法務支援係 歴史資料係」を「訟務係」に改め、同款教育課の項中「私学第1係 私学第2係」を「私学振興係 幼児教育係 教育振興係」に改め、同表災害対策局の款に次のように加える。

産業保安課	一般ガス・火薬・電気係 LP・冷凍ガス係
-------	----------------------

第5条の2の2第2項の表地域振興課の款を次のように改める。

情報企画課	システム管理室	ネットワーク運用係 システム開発係 システム管理係
-------	---------	---------------------------

第5条の2の2第2項の表県民生活課の款中「県民運動支援係 ボランティア活動支援係」を「ボランティア活動支援係」に改め、同表情報企画課の款を削り、同表文書課の款公益法人室の項中「公益・宗教法人係 制度改革推進係」を「公益・宗教法人係」に改め、同表教育課の款を削る。

第5条の4の次に次の2条を加える。

（情報企画課の事務）

第5条の4の2 情報企画課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報通信に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 情報通信に関する施策の推進に関すること。
- (3) 行政の情報化に関する企画及び総合調整に関すること。
- (4) 行政の情報化に関する施策の推進に関すること。
- (5) 情報セキュリティ対策に関する企画及び調整に関すること。

2 システム管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子計算組織の適用業務の企画調整及び処理に関すること。
- (2) 電子計算組織の管理及び運営に関すること。
- (3) 高度情報通信基盤の整備に関する企画及び推進に関すること。

（大学課の事務）

第5条の4の3 大学課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公立大学法人兵庫県立大学に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、大学に関すること。

- (3) 公立大学法人評価委員会に関すること。
- (4) 県立大学附属高等学校及び県立大学附属中学校に関すること。

第5条の6を第5条の5の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(エネルギー対策課の事務)

第5条の6 エネルギー対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関すること。
- (2) 電力需給対策及び電力施設の整備に関すること。
- (3) 新エネルギーの導入促進に係る総合調整に関すること。

第5条の6の3第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第10号を同項第14号とし、同項第9号中「財団法人淡路島くにうみ協会」を「一般財団法人淡路島くにうみ協会」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号を同項第12号とし、同項第7号の次に次の4号を加える。

- (8) あわじ環境未来島構想の推進に関すること。
- (9) 過疎地域の自立促進に関すること。
- (10) 辺地に係る公共的施設の総合整備に関すること。
- (11) 離島振興対策に関すること。

第5条の6の3第2項を削る。

第5条の6の4第2号から第4号までを削り、同条第5号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第11条の2を削る。

第13条第11号中「財団法人兵庫県職員互助会」を「一般財団法人兵庫県職員互助会」に改める。

第16条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第3号中「社団法人兵庫県私学振興協会」を「公益社団法人兵庫県私学振興協会」に改め、同項第4号中「及び次項各号」を削り、「のほか、」の右に「大学課及び」を加え、同条第2項を削る。

第17条第4号中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第2章第1節第6款中第20条の次に次の1条を加える。

(産業保安課の事務)

第20条の2 産業保安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の施行に関すること。
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関すること。
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること。
- (4) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関すること。
- (5) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の施行に関すること。
- (6) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）の施行に関すること。
- (7) 石油コンビナート等災害防止法の施行に関すること（高圧ガスに関するものに限る。）。
- (8) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関すること。
- (9) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）の施行に関すること。
- (10) 電気事業法（昭和39年法律第170号）の施行に関すること。
- (11) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の施行に関すること。
- (12) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、高圧ガス、火薬類及び電気の保安に関すること。

第21条第1項の表こども局の款少子対策課の項中「子育て支援係 普及推進係」を「子育て支援係」に改め、同表健康局の款医務課の項中「企画調整係 医療政策係 計画係」を「計画調整係 医療体制整備係 医師確保対策係」に改め、同款業務課の項中「薬事調整係 流通指導係」を「薬事調整係」に改める。

第28条第1項第3号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

第29条第6号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第34条第23号中「及び准看護師試験委員」を削る。

第36条第1項第19号中「前各号」の右に「及び次項」を加える。

第38条第1項の表産業振興局の款産業保安課の項を削る。

第41条第15号中「財団法人兵庫県勤労福祉協会」を「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」に改める。

第42条第3号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第43条第9号中「及びふるさと雇用再生事業」を削る。

第44条の2第9号中「財団法人西播地域地場産業振興センター」を「公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター」に改め、同条第10号中「財団法人但馬地域地場産業振興センター」を「一般財団法人但馬地域地場産業振興センター」に改める。

第44条の3第1項第6号中「財団法人兵庫県科学技術振興財団」を「公益財団法人兵庫県科学技術振興財団」に改め、同条第2項第4号中「財団法人計算科学振興財団」を「公益財団法人計算科学振興財団」に改める。

第44条の4を削る。

第45条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号を削り、同条第10号を同条第8号とし、同条第11号を同条第9号とする。

第47条第1項の表農政企画局の款消費流通課の項中「ブランド戦略係」を「ブランド戦略係 認証食品係」に改め、同表農林水産局の款農業改良課の項中「普及係」を「普及係 特産品係」に改め、同表農地整備課の項中「事務係 団体指導係」を「管理係」に改め、同条第2項の表豊かな森づくり課の項中「保安林係 森林管理係」を「森林保全係」に改める。

第49条第1項第10号を削る。

第54条第18号中「社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人兵庫みどり公社」に改め、同条第19号中「財団法人兵庫県営林緑化労働基金」を「公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金」に改める。

第56条の3第10号中「財団法人ひょうご環境創造協会」を「公益財団法人ひょうご環境創造協会」に改める。

第57条第1項の表県土企画局の款空港政策課の項中「利用促進係 調整係 調査運営係」を「利用調整係 運営企画係」に改め、同表土木局の款道路街路課の項中「街路係 鉄道高架係」を「街路係」に改め、同条第2項の表公園緑地課の款中「21世紀の森係 小野長寿の郷係」を「事業調整係」に改める。

第64条第2号中「流域下水道整備総合計画」を「流域別下水道整備総合計画」に改める。

第65条の2第11号中「都市計画課」を「建築指導課」に改め、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

(18) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定等に関する事(住宅に関するものに限る。)

第65条の5第21号を同条第22号とし、同条第20号中「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」を「公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター」に改め、同条第19号の次に次の1号を加える。

(20) 低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事(住宅政策課の所掌に属するものを除く。)

第71条の表名称の項の次に次のように加える。

公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法の規定による公立大学法人兵庫県立大学の業務の実績に関する評価又は運営に関する重要事項についての答申若しくは勧告に関する事務	企画県民部 大学課
-------------	--	-----------

第71条の表特別職報酬等審議会の項中「給料」を「給与」に改め、同表兵庫県立大学評価委員会の項を削り、同表防災会議の項中「、災害情報の収集」を削り、同表障害福祉審議会の項中「第9条第5項」を「第11条第5項」に、「障害者自立支援法」を「児童福祉法第56条の5の5第1項に規定する市町の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分及び障害者総合支援法」に改め、「介護給付費等」の右に「又は地域相談支援給付費等」を加え、同表中

「

医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項等の調査審議に関する事務	健康福祉部健康局 医務課
准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	

」

を

「

医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項等の調査審議に関する事務	健康福祉部健康局医務課
-------	--	-------------

」

に改め、同表農業共済保険審査会の項中「第131条」を「第131条第1項」に改め、同表環境審議会の項中「(平成14年法律第88号)」を削る。

第75条第1項の表阪神南県民局の款総務企画室の項中「企画課 地域安全課」を「企画・地域安全課」に改め、同表但馬県民局の款地域政策室の項中「ふるさと但馬創生課」を「夢但馬推進課」に改める。

第83条の表神戸県税事務所の項中「不動産取得税第1課 不動産取得税第2課」を「不動産取得税課」に、「自動車税納税証明課 自動車取得税資料課 自動車取得税審査課」を「自動車取得税資料課 自動車取得税審査・自動車税納税証明課」に改め、同表西宮県税事務所の項中「不動産取得税第1課 不動産取得税第2課」を「不動産取得税課」に改め、同表豊岡県税事務所の項中「管理課 収税課」を「収税管理課」に改める。

第85条第1項第23号を次のように改める。

(23) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。

第85条第1項第35号を同項第36号とし、同項第34号の次に次の1号を加える。

(35) 受動喫煙の防止等に関すること。

第87条の6第6項中「豊岡農林水産事務所」を「豊岡農林水産振興事務所」に改める。

第87条の8の表加東農林振興事務所の項及び洲本農林水産振興事務所の項中「森林林業課 治山課」を「森林課」に改める。

第87条の10第4項の表加西農業改良普及センターの項中「経営第1課 経営第2課」を「経営課」に改め、同表丹波農業改良普及センターの項中「地域第1課 地域第2課」を「地域課」に改める。

第87条の16第1項の表西宮土木事務所の項中「道路整備課 高架整備課 道路保全課」を「道路第1課 道路第2課」に改め、同表宝塚土木事務所の項中「道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課」を「道路第1課 道路第2課」に改め、同表加古川土木事務所の項中「道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課」を「道路第1課 道路第2課」に、「港湾課」を「港湾課 復興事業課」に改め、同表加東土木事務所の項中「公園・下水道課 復興事業課」を「公園・下水道課」に改め、同表姫路土木事務所の項中「道路整備課 道路保全課」を「道路第1課 道路第2課」に改め、同表光都土木事務所の項中「道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課」を「道路第1課 道路第2課」に改め、同表豊岡土木事務所の項から養父土木事務所の項までの規定中「道路整備課 道路保全課」を「道路第1課 道路第2課」に改め、同表丹波土木事務所の項中「道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課」を「道路第1課 道路第2課」に改め、同表洲本土木事務所の項中「道路整備課 道路保全課」を「道路第1課 道路第2課」に改める。

第4章第9節の節名を次のように改める。

第9節 兵庫県立大学附属高等学校

第4章第9節第1款の款名を削る。

第105条を次のように改める。

(位置)

第105条 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(平成25年兵庫県条例第9号)第11条第1項の規定により設置された兵庫県立大学附属高等学校の位置は、赤穂郡上郡町光都3丁目である。

第105条の2及び第105条の3を削る。

第106条を次のように改める。

(所掌事務)

第106条 兵庫県立大学附属高等学校においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 生徒の教育に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、兵庫県立大学附属高等学校の運営に関すること。

第4章第9節第2款の款名を削る。

第107条の前に次の節名を付する。

第9節の2 兵庫県立大学附属中学校

第107条及び第108条を次のように改める。

(位置)

第107条 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例第11条第2項の規定により設置された兵庫県立大

学附属中学校の位置は、赤穂郡上郡町光都3丁目である。

(所掌事務)

第108条 兵庫県立大学附属中学校においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 生徒の教育に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、兵庫県立大学附属中学校の運営に関すること。

第4章第9節第3款及び第4款の款名を削る。

第109条から第115条までを次のように改める。

第109条から第115条まで 削除

第115条の2及び第115条の3を削る。

第131条の6の表中央子ども家庭センターの項中「総務課 企画指導課」を「総務企画課」に改める。

第140条の3第5号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第6号中「障害者自立支援法」及び「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第7号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第209条第1項中「7部」を「4部」に、

「技術支援部
材料技術部
ものづくり開発部
環境・バイオ部
情報技術部」

を

「材料・分析技術部
生産技術部」

に改め、同条第4項の表機械金属工業技術支援センターの項を削る。

第210条第2項第6号中「試験研究」の右に「及び技術支援」を加え、同号を同項第12号とし、同項第5号の次に次の6号を加える。

- (6) 企業支援の計画の策定及び実施に関すること。
- (7) 講習会、展示会及び広報の実施に関すること。
- (8) 業界及び企業における技術の実態調査に関すること。
- (9) 鉱工業に係る情報の調査収集、管理及び提供に関すること。
- (10) 大型放射光の利用技術支援に関すること。
- (11) 技術に関する相談及び助言、人材育成、技術普及、技術移転並びに情報提供に関すること。

第210条第3項を削り、同条第4項中「材料技術部」を「材料・分析技術部」に改め、同項第5号中「に関すること」を「並びに環境保全技術及びバイオテクノロジーに関すること(他の組織の所掌に属するものを除く。)」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 環境保全技術の試験研究及び技術支援に関すること。
- (5) バイオテクノロジーの試験研究及び技術支援に関すること。

第210条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「ものづくり開発部」を「生産技術部」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「製品開発及び先端技術」を「機械工業、金属工業及び電気電子工学の試験研究及び技術支援」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) オプトエレクトロニクス技術及び電子応用技術の試験研究及び技術支援に関すること。
- (6) 情報技術の試験研究及び技術支援に関すること。

第210条第5項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「機械材料」を「精密加工」に、「自動制御」を「及び自動制御」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 金属材料及び金属加工の試験研究及び技術支援に関すること。

第210条第5項を同条第4項とし、同条第6項から第8項までを削り、同条第9項を同条第5項とし、同条第10項を同条第6項とする。

第210条の3の2の表企画調整部の項及び姫路職業能力開発校の項を次のように改める。

企画部	総務企画課 体験課
姫路職業能力開発校	在職者訓練課

第210条の3の3（見出しを含む。）及び第210条の3の4第3号中「企画調整部」を「企画部」に改める。
 第231条の8第2項第8号から第10号まで削り、同条第3項に次の3号を加える。

- (3) 林業に関する技術及び知識の普及に関すること。
- (4) 林業に関する普及指導を行う職員の資質の向上に関すること。
- (5) 普及指導に必要な調査及び研究に関すること。

第234条の表姫路家畜保健衛生所の項中「防疫課」を「防疫第1課 防疫第2課」に改める。

第234条の2を次のように改める。

第234条の2 削除

第378条の表理事（へき地医療支援担当）の項を次のように改める。

参与（行財政構造改革担当）		行財政構造改革に関する特に重要な事項について助言し、又は事務を処理する。
---------------	--	--------------------------------------

第378条の表理事（技術担当）の項の次に次のように加える。

知事公室長		県勢高揚に関する事務を管理し、秘書、広報、情報企画及び大学に関する事務を処理する職員を指揮監督する。
-------	--	--

第378条の表政策部長の項中「、秘書、広報」を削り、同表知事室長の項を削り、同表参事の項中「又は課、室若しくは工事検査室」を「、課又は室」に改め、同表住宅参事の項を削り、同表観光監の項の次に次のように加える。

広域防災参事	防災企画局	関西広域連合に係る広域防災の連携に関する事務を担当する。
部参事（人権担当）	社会福祉局	人権施策の推進に係るネットワークの構築等に関する事務を担当する。
部参事（医療制度担当）	社会福祉局	医療制度に係る総合調整に関する事務を担当する。
部参事（医療担当）	健康局	医療及び感染症対策に係る総合調整に関する事務を担当する。
局参事	生活消費局	安全安心な消費生活に係る施策の総合的推進に関する事務を処理する。
住宅参事		公営住宅に関する特殊の事務を担当する。
計画参事	県土企画局	社会基盤の整備に係る中長期的計画の策定に関する事務を担当する。

第378条の表人事管理員の項の次に次のように加える。

個人住民税特別対策官	税務課	個人県民税に係る徴収事務の総合的推進その他納税奨励に関する事務を処理する。
------------	-----	---------------------------------------

第378条の表不正軽油特別対策官の項中「を管理し、当該事務」及び「職員を指揮監督する」を削り、同表家畜安全官の項の次に次のように加える。

企画調整参事	総務課	部の行政に係る企画及び総合調整並びに重要事業の進行管理に関する事務を処理する。
--------	-----	---

税務システム 開発参事	税務課	新税務システムの開発及び導入に関する事務を処理する。
財産管理参事	管財課	公有財産及び庁舎管理に関する事務を処理する。
訓練・調整参 事	災害対策課	防災訓練及び災害対策に関する関係機関との連携調整に関する事務 を処理する。
課参事（特区 広域調整担 当）	新産業情報課	関西イノベーション国際戦略総合特区の広域調整に関する事務を処 理する。
環境学習参事	環境政策課	環境学習に関する教育委員会との連携促進に関する事務を処理する。

第378条の表研究参事の項の次に次のように加える。

収用委員会担 当参事	県土企画局総務 課	収用委員会に関する事務を処理する。
街路担当参事	道路街路課	街路の整備及び鉄道高架事業に関する事務を処理する。
課参事（特定 課題・プロジ ェクト担当）	公営住宅課	公営住宅に係る特定課題の処理に関する事務を処理する。
工事検査室参 事	工事検査室	重要な工事の中間検査、完成検査及び技術指導に関する事務を処理す る。

第384条の表参事の項の次に次のように加える。

交流連携参事	神戸県民局	地域の活性化及び地域協働による特色ある地域づくりの推進に関す る事務を処理する。
阪神活性化参 事	阪神南県民局	
北摂都市活性 化参事	阪神北県民局	
地域振興参事	東播磨県民局	
まちむら交流 参事	北播磨県民局	
交流観光参事	中播磨県民局	
元気づくり参 事	西播磨県民局	
大丹波連携参 事	丹波県民局	
ジオパーク参 事	但馬県民局	
環境参事	県民室等	廃棄物処理対策、自然公園の管理及び環境学習に関する事務を処理す る。
税収対策参事	神戸県税事務所	税収確保対策の企画立案に関する業務を処理する。

水利整備参事	加東農林振興事務所	法華山谷川地区及び新東条川地区における農業水利施設の整備に関する事務を処理する。
まちづくり参事	土木事務所	まちづくりの総合調整に関する事務を処理する。
高速道路参事	宝塚土木事務所	新名神高速道路建設の推進に関する事務を処理する。

第386条第3項の表出張所長の項中「又は家畜保健衛生所」を削る。

第387条第1項の表副所長の項組織の欄中「、県立工業技術センターの工業技術支援センター」を削り、同表次長の項組織の欄及び職務の欄中「、広域防災センター」を削り、「県立工業技術センターの総務部」を「県立工業技術センターの部、県立ものづくり大学の企画部」に改める。

第6章第4節を削る。

附則第2条第1項の表教育課大学室の項を削り、同表光都土木事務所河川復興室の項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる本庁又は県民局の組織に置く期限は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	期限
参与（行財政構造改革担当）		平成26年3月31日
福祉監	健康福祉部	平成26年3月31日
ビジョン局長	企画県民部	平成26年3月31日
広域防災参事	防災企画局	平成26年3月31日
部参事（人権担当）	社会福祉局	平成26年3月31日
計画参事	県土企画局	平成27年3月31日
税務システム開発参事	税務課	平成27年3月31日
個人住民税特別対策官	税務課	平成28年3月31日
ジオパーク参事	但馬県民局地域政策室	平成26年3月31日

附則第2条第3項及び第3条を削る。

附則第4条第1項中「広報課」の右に「、情報企画課、大学課」を、「広域行政課」の右に「、エネルギー対策課」を加え、同条を附則第3条とする。

附則第5条を削る。

別表中「、第395条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（文書管理規則の一部改正）

2 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「企画県民部企画財政局情報企画課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。